



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

,	令和6年2月1日(木)	岐阜県発表資	学
担当課	担当係等	担当者	電話番号
子育て支援課	少子化対策係	佐々木	内線 3533 直通 058-272-1918 FAX 058-278-2880

県内の全子育て世帯に新しい「ぎふっこカード」を配布します!

県では、「岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業」として、18歳未満の子どもがいる 子育て世帯に対して「ぎふっこカード」による子育て支援を行い、社会全体で子育て世帯を 応援する機運の醸成を図っております。

このたび、現行の「ぎふっこカード」の有効期限が今年度末で終了するため、2027年 3月末を有効期限とする新しい「ぎふっこカード」を下記により配布します。

記

1 県内の幼稚園、保育所その他の施設、学校等に通う子どもがいる世帯

- ・県から、県内のすべての幼稚園、保育所その他の施設、小・中・高等学校、義務教育学校及び特別支援学校に「ぎふっこカード」を送付し、各施設、学校等に通う児童・生徒を通じて、各世帯にお届けします。
- ・各施設、学校等への「ぎふっこカード」の発送は、令和6年2月5日(月)から順次 行います。

2 未就園、未就学又は県外の施設、学校等に通う子どもがいる世帯

- ・未就園、未就学又は県外の施設、学校等に通う子どもがいる場合は、市町村窓口又は 県子育て支援課で新しい「ぎふっこカード」をお受け取りいただけます。
- ・市町村窓口又は県子育て支援課で「ぎふっこカード」を受け取る際は、窓口にお越しに なる方の身分証明書及び18歳未満の子どもがいることを確認できる書類(健康保険証、 母子健康手帳等)を持参してください。
- ・各市町村への「ぎふっこカード」の発送は、令和6年2月5日(月)から順次行います。 「ぎふっこカード」が届いた市町村から受取りが可能となりますので、詳細はお住まい の市町村にお尋ねください。

3 新しい「ぎふっこカード」

従来のデザインを踏襲しつつ、有効期限を更新しました。(2024年→2027年)



